

製造業脱炭素推進設備導入補助金



チラシ有効期間 2025.4.1～2026.3.31

補助対象者 以下の①～⑤全てに該当する方

- ① 製造業を営み、柏崎市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者の方
- ② 1年以上の事業実績を有する方
- ③ 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた方
- ④ 同一の事業内容において国、県、他の市町村その他公共的団体等による他の補助金等を受けていない方
- ⑤ 市税を滞納していない方

補助対象事業	
補助対象 (対象経費等)	先端設備等導入計画の認定を受けた導入設備の設備導入費用（消費税および地方消費税を除く）※リース契約等も可。 ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合に限ります。
要件	ア 市内事業所で脱炭素エネルギーを使用している（電気・ガス等） イ 導入設備の使用エネルギー転換（化石燃料→電力等） ウ 省エネルギー設備の導入（新設・入替）
対象となる設備の 導入期間	令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
補助率	補助対象経費の10分の1（1,000円未満切り捨て）
補助限度額	200万円 ※上記、要件の ア 又は イ に該当する場合は補助額をさらに10%上乘せします。

※リース契約又は割賦販売契約で導入する場合の補助対象経費は、リース料金又は割賦料金の支払から実績報告までに支払を終えたリース料金又は割賦金分となります（消費税及び地方消費税を除く）。

申請の流れ



申請方法

以下の書類を揃えてものづくり振興課に提出して下さい。

提出書類

- 柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 設備導入経費の根拠資料（見積書等）
- 【要件アの場合】
事業所で脱炭素エネルギーを使用していることを証する書類（契約書等）
- 【要件イ又はウの場合】
補助対象設備の仕様・性能を確認できる書類
- 誓約書（別記第2号様式）
- その他市長が必要と認める書類

～裏面に続きます～

申請期間

- ◎申請期限：令和8(2026)年2月27日(金)まで
- ◎実績報告提出期限：令和8(2026)年3月31日(火)まで

(柏崎市HP)



様式ダウンロード

提出先・問い合わせ先

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
柏崎市産業振興部ものづくり振興課

TEL：0257-21-2326
MAIL:monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

企業の脱炭素経営を重層的にサポートします

Step 4

ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金

生産性向上の目標を達成
最大 **100万円**/年（3か年）を補助

Step 3

自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金

再エネ電力由来の電力調達支援
最大 **300万円**を補助

Step 2



New

製造業脱炭素推進設備導入補助金

脱炭素化に資する生産設備の導入
設備導入費用を最大 **220万円**を補助

Step 1

先端設備等導入計画

生産設備の導入計画の認定取得

最大5年間固定資産税を **2分の1～4分の1** 軽減